

JR東海は改正高齢法の趣旨を尊重し、希望者全員の 65才までの雇用を保障せよ！ 10月26日付けの東京新聞が、改正高齢法を巡る 法案についての問題点を指摘！

東京新聞 2012.10.26 (第3種郵便物認可)

ワーク&ライフ

労働法改正 現場の声遠く

審議会、連合のみが代表



東京都千代田区の連合本部

「正社員で六十歳まで」といった従来の働き方が変わる中、先の国会では労働関係の法改正が相次いだ。派遣切り、雇い止めに歯止めをかけ、高齢者も働けることを目指す内容だが、現場からは「まだ認識不足」との不満が漏れる。背景には、労働組の声は必ずしも労働者のそれではない、という問題がある。(二浦耕吉)

先の国会では労働者派遣法、労働契約法、高齢者雇用安定法が改正された。改正派遣法は三十日以内の日雇い止めされた神奈川県横浜市の男性などは、契約法は有期の雇用契約でも五年を超えて連綿して働けば、無期に有期で使い回しされた正定法は、六十五歳まで継続雇用を企業に義務付けた。

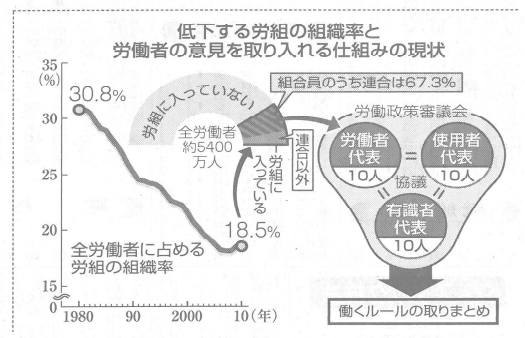
改正高齢者雇用安定法も継続雇用の義務に例外を残す。勤務状況が修正法によって厚給手当の指針を厚生労働省が示したためだ。大阪市が示したためだ。大阪市が示したためだ。大阪市が示したためだ。

改正労働契約法にも再雇用しない通告と抜くがある。三ヶ月以内の雇用契約を七十六回繰り返された末、雇い

「非正規」保護が急務

組織率低下、労組は少数派

だ。これでは、会社全組合員の67.3%を占めたい放題、明確な基準づくりに必要な加わりが不足している、現場の声に政治に届いていない。不信感がある。国の労働政策は厚労省の労働政策審議会（労政審）で検討される。労政審は有識者、使用者、労働者の代表者十人、組合員十人、全労連代表十人、全労連代表十人から選ばれる。連合は労組の日本最大で、全国の組合員約5400万人に占める労組の組織率は18.5%にとどまっている。組合員のうち連合は67.3%だ。労働政策審議会（労政審）には、労働者代表十人、使用者代表十人、協賛者代表十人、有識者代表十人が参加する。労働政策審議会（労政審）には、労働者代表十人、使用者代表十人、協賛者代表十人、有識者代表十人が参加する。労働政策審議会（労政審）には、労働者代表十人、使用者代表十人、協賛者代表十人、有識者代表十人が参加する。



60歳の定年を7年も前にして、「あなたは60歳以降、専任社員として雇用されません。関連会社の斡旋も行いません」という通告が行われています。これはJR東海会社で現在も進行している事実です。東京新聞の記事は労働組合の姿勢も厳しく問う内容で書かれています。法の趣旨をねじ曲げ、すきあらば労組破壊に利用しようとする会社が存在しています。今こそ、労働組合の役割がより一層に問われています。

取材班「はたらく」取材班

